

## 障がい者差別解消関連条例について（仮称）芦屋市障がいを理由とする差別をなくし誰もが共に暮らせるまち条例

### 目的

障がいを理由とする差別の解消に関する基本理念を定め、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、差別の解消を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する。

### 条例の主な構成

#### 前文

「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する」ことを目的として制定された本条例の趣旨を明らかにしています

#### 目的・基本理念・定義

条例の目的とその目的を実現するための障がいを理由とする差別の解消に関する基本理念を定めています

#### 不当な差別取扱いの禁止

市・事業者・市民が障がいのある人に対して正当な理由なく障がいを理由として差別的な取扱いをすることを禁止しています

#### 市の責務 事業者・市民の役割

市の責務と事業者・市民の役割をそれぞれ定めています  
※市及び事業者の合理的配慮の提供についても定めています

#### 差別解消のための施策

障がいを理由とする差別を解消するための施策を定めています

#### 相談・助言等

相談機関は障がいを理由とする相談に的確に応じるとともにその解決に向けての対応を定めています

## 条例で禁止する2つの差別

客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な理由なしに、障がいのある人に対して①不当な差別的取扱いを行うこと又は②合理的配慮を怠ることをいう。

### ① 不当な差別的取扱い

正当な理由がないのに、障がいを理由にサービスの提供を拒否したり、提供場所や時間帯を制限するなど障がいのある人の権利利益を侵害すること

市・事業者・市民



してはならない

(例) 受付の対応を拒否

(例) 介助者なしの入店拒否



### ② 合理的配慮

障がいのある人から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて必要かつ適当な現状の変更や調整をいう

市



してはならない

事業者



努力義務

(例) 携帯スロープで補助

(例) 手話通訳・要約筆記実施

